

三労発基 0303 第2号  
令和8年3月3日

一般社団法人三重労働基準協会連合会長 殿

三重労働局長  
(公印省略)

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律等  
(代替化学名等関係)の施行について

平素より、労働基準行政の推進に御支援、御協力賜り厚く御礼申し上げます。  
労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号。以下「改正法」という。）については、令和7年5月14日に公布され、令和8年4月1日から改正法の一部が施行されることに伴い、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（令和8年厚生労働省令第3号。以下「整備省令」という。）【別添1（関係部分のみ）参照】が令和8年1月20日に公布され、労働安全衛生規則第34条の2の6の2の規定に基づきリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施に支障を生じないものとして厚生労働大臣が定めるもの（令和8年2月20日厚生労働大臣告示第42号。以下「告示」という。）【別添2参照】及び通知対象物に係る代替化学名等の通知に関する指針（令和8年2月20日通知対象物に係る代替化学名等の通知に関する指針公示第1号。以下「指針」という。）【別添3参照】が令和8年2月20日にそれぞれ告示等され、いずれも令和8年4月1日に施行又は適用されます。

これらの改正の要点、細部事項は下記のとおりですので、代替化学名等の通知にかかる趣旨、内容等について御了知いただくとともに、会員の皆様に対し、適切な対応が図られるよう周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

第1 改正の要点

I 整備省令関係

- 1 改正法による改正後の労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第57条の2第1項に規定する通知対象物を譲渡し、又は提供する場合に相手方に通知しなければならない事項に、法第57条の2第3項及

び第6項の規定に基づき代替化学名等の通知を行う場合の通知対象物を譲渡し、又は提供する者の緊急連絡先を追加したこと。

- 2 法第57条の2第3項の厚生労働省令で定める化学物質は、リスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施に支障を生じないものとして厚生労働大臣が定めるものと定めたこと。
- 3 法第57条の2第3項の厚生労働省令で定める事項は、代替化学名等により通知しようとする成分に関する「人体に対する作用」（以下「代替有害性情報」という。）と定めたこと。また、代替有害性情報を通知することをもって当該成分の情報の通知に代えることができる要件を定めたこと。
- 4 法第57条の2第4項に規定する代替化学名等通知者が代替化学名等を通知したときに記録すべき事項を規定し、これを5年間保存することを義務付けたこと。また、代替化学名等通知者が事業を廃止する時には、当該記録を所轄労働基準監督署長に引き渡すことを義務付けたこと。
- 5 法第57条の2第5項に規定する代替化学名等通知者が、医師の求めに応じて、当該通知対象物の成分の情報を当該医師に開示しなければならない医師の行為及び当該情報の開示方法を定めたこと。
- 6 法第57条の2第8項に規定する指針等の公表については、官報掲載ではなく、インターネットの利用その他の適切な方法により公示するものとしたこと。

## II 告示及び指針関係

### 1 告示関係

整備省令による改正後の則第34条の2の6の2の規定に基づき、リスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施に支障を生じないものとして厚生労働大臣が定めるものとして、物質の有害性及び濃度の要件を定めたこと。

### 2 指針関係

通知対象物に係る成分の情報の通知について、労働者の安全衛生の確保を前提としつつ、営業秘密の適切な保護を図る観点から、代替化学名等の設定及び通知に関する基本的な考え方及び実務上の留意事項を示したものであること。具体的には、法第57条の2第3項に基づく代替化学名等の設定及び通知並びに同条第4項に基づく記録・保存、同条第5項及び第6項に基づく医師等への情報開示その他関係規定の適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めるものであること。

## III 施行・適用日

- 1 改正省令は令和8年4月1日から施行すること。告示及び指針は、令和

8年4月1日から適用すること。

## 第2 細部事項

### I 整備省令関係

#### 1 通知事項の拡充（則第34条の2の4関係）

- (1) 法第57条の2第3項において、成分の情報が営業秘密に該当する場合には、その旨を譲渡し、又は提供する相手方にあらかじめ明示することとされていることから、代替化学名等の通知を行う場合には、当該成分の情報ごとに「営業秘密」であることを明示しなければならないこと。
- (2) 本条第1号の緊急連絡先については、医師からの照会に対して直ちに回答可能な緊急連絡先を記載すること。なお、当該緊急対応は、事業者自らが行うほか、24時間緊急対応できるサービスを提供する事業者への委託も可能であるが、その場合にも対応の責任は事業者が負うものであること。

#### 2 代替有害性情報の取扱い（則第34条の2の6の3関係）

- (1) 本条は、代替有害性情報の通知が認められる物質を限定するため、代替化学名に該当する構造を有する則第34条の2の6の2に規定する化学物質の種類が少ない等の理由により、代替化学名により成分の情報が特定されるおそれが高い場合に限り、成分の情報の通知を代替有害性情報の通知に代替できることを規定したこと。
- (2) 代替有害性情報の通知をもって法第57条の2第1項の規定に基づく通知に代えることと事業者が判断する場合には、その判断の根拠が記録されている必要があること。

#### 4 通知対象物の成分に関する情報の開示（則第34条の2の6の6関係）

- (1) 本条第1項で想定している医師による診断、治療のために照会がなされる場合は緊急事態であり、迅速な診断、治療のために必要であることから、秘密保持契約等を求めることなく、医師又は医師の指示を受けた者（以下「医師等」という。）からの求めに対して、直ちに情報を開示することを規定したものであること。
- (2) 本条第2項で想定している医師による労働者の健康管理のために照会がなされる場合は緊急事態ではないことから、書面又は電磁的記録により、秘密保全を前提に、目的に必要な範囲で速やかに情報を開示することを規定したものであること。

### II 告示及び指針関係

#### 1 告示関係

- (1) 対象物質の範囲

本告示は、法第 57 条の 2 第 3 項に基づく代替化学名等の通知を行うことができる化学物質の範囲を、限定的に定めるものであること。また、法第 57 条の 2 第 1 項に規定する通知対象物のうち、本告示で定める要件に該当しない化学物質については、代替化学名等の通知は認められないこと。

(2) 対象物質の判断に当たっての留意事項

① 本告示第 2 号の規定に関しては、国が行う GHS 分類及び事業者が行う GHS 分類のいずれの GHS 分類においても、同号で定める要件を満たす必要があること。

② 本告示第 3 号の規定に関しては、急性毒性については、濃度限界は定められていないため、適用がないこと。

(3) 代替化学名等を用いることができる化学物質の指定（則第 34 条の 2 の 6 の 2 関係）

厚生労働省告示で規定する物質について、具体の物質のリストは、厚生労働省ホームページで公表予定であること。

## 2 指針関係

(1) 趣旨

本指針は、代替化学名等の通知に関する運用は、企業の営業秘密情報の保持に配慮されつつも、リスクアセスメントの実施及び必要な措置の実施に支障が生じないように、危険性及び有害性等の情報伝達を確保する観点から運用されるべきものであること。従って、告示に該当する場合であっても、成分の情報が営業秘密に該当しない場合には、代替化学名等の使用は認められないこと。

(2) 代替化学名の命名方法

第 5 の代替化学名等による通知を行う場合の記載方法等に関連して、代替化学名等の具体的な記載方法に関するマニュアルを別途発出予定であること。

○厚生労働省令第三号

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和八年一月二十日

厚生労働大臣 上野賢一郎

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令

（じん肺法施行規則の一部改正）

第一条 じん肺法施行規則（昭和三十五年労働省令第六号）の一部を次の表のように改正する。

(労働安全衛生規則の一部改正)

第二条 労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

改正前

目次

第二編 通則

第一章 第五節 (略)

第五章の二 高年齢者の就業に当たつての措置 (第四十二条の二)

第六章 健康の保持増進のための措置

第一節 作業環境測定 (第四十二条の三・第四十二条の四)

第一節の二 第四節 (略)

第六章の二 第十章 (略)

第二編 第四編 (略)

附則

(権限の付与)

第十八条の五 元方安全衛生管理者を選任した事業者は、当該元方安全衛生管理者に対し、その労働者である作業従事者(事業を行う者が行う仕事の作業に従事する者をいう。以下同じ。) (当該労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。) 及び法第十五条第一項の関係請負人(以下「関係請負人」という。)に係る作業従事者(法第三十条第二項又は第三項の規定により指名された事業者が元方安全衛生管理者を選任した場合にあつては、当該場所において当該仕事の作業に従事する全ての作業従事者)の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため必要な措置をなし得る権限を与えなければならない。

(店社安全衛生管理者の選任に係る作業従事者数等)

第十八条の六 法第十五条の三第一項及び第二項の厚生労働省令で

目次

第一編 通則

第一章 第五節 (略)

(新設)

第六章 健康の保持増進のための措置

第一節 作業環境測定 (第四十二条の二・第四十二条の三)

第一節の二 第四節 (略)

第六章の二 第十章 (略)

第二編 第四編 (略)

附則

(権限の付与)

第十八条の五 事業者は、元方安全衛生管理者に対し、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため必要な措置をなし得る権限を与えなければならない。

(店社安全衛生管理者の選任に係る労働者数等)

第十八条の六 法第十五条の三第一項及び第二項の厚生労働省令で

限を与えなければならない。

(自主検査指針の公表)

第二十九条の四 第二十四条の規定は、法第四十五条第四項の規定による自主検査指針の公表について準用する。

第三十四条の二の四 法第五十七条の二第一項第七号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第五十七条の二第一項の規定による通知を行う者の氏名(法人にあつては、その名称)、住所及び電話番号(同条第三項及び第六項の規定に基づき代替化学名等の通知を行う場合は、当該者の緊急連絡先)

二 六 (略)

第三十四条の二の六の二 法第五十七条の二第三項の厚生労働省令で定める化学物質は、リスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施に支障を生じないものとして厚生労働大臣が定めるものとする。

第三十四条の二の六の三 法第五十七条の二第三項の厚生労働省令で定める事項は、代替化学名等により通知しようとする成分に関する同条第一項第四号の情報(以下「代替有害性情報」という。)とする。ただし、代替有害性情報を通知することをもつて同項第二号に規定する当該成分の情報の通知に代えることができるのは、当該代替化学名に該当する構造を有する前条に規定する化学物質の種類が少ない等の理由により、代替化学名による通知では当該成分の情報が特定されるおそれが高い場合に限る。

第三十四条の二の六の四 法第五十七条の二第四項に規定する代替化学名等通知者は、代替化学名等を通じたときは、次の事項について記録し、これを五年間保存しなければならない。

与えなければならない。

(自主検査指針の公表)

第二十九条の四 第二十四条の規定は、法第四十五条第三項の規定による自主検査指針の公表について準用する。

第三十四条の二の四 法第五十七条の二第一項第七号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第五十七条の二第一項の規定による通知を行う者の氏名(法人にあつては、その名称)、住所及び電話番号

二 六 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

一 代替化学名等により通知した法第五十七条の二第一項の通知対象物に関する成分

二 通知した代替化学名等

三 製品の名称

四 製品に含有されている全成分の名称及び含有量

2 代替化学名等通知者は、前項の保存期間中に事業を廃止しようとするときは、遅滞なく、電子メールの送信又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルの提出により、前項の記録を、所轄労働基準監督署長に引き渡すものとする。ただし、当該方法による提出が著しく困難な場合は、書面により引き渡すことができる。

第三十四条の二の六の五 法第五十七条の二第五項の厚生労働省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 医師による診断、治療

二 産業医又は法第十三条の二第一項に規定する医師による労働者の健康管理

第三十四条の二の六の六 代替化学名等通知者は、法第五十七条の二第五項の規定に基づき、前条第二号に掲げる行為のために、代替化学名等により通知した成分の情報について開示を求められた場合には、当該情報を直ちに当該医師に開示しなければならない。

2 代替化学名等通知者は、法第五十七条の二第五項の規定に基づき、前条第二号に掲げる行為のために、代替化学名等により通知した成分の情報について書面又は電磁的記録により開示を求められた場合には、その目的に必要な範囲において、当該成分の情報に係る秘密が保全されることを前提として、当該情報を速やかに開示しなければならない。

第三十四条の二の六の七 第二十四条の規定は、法第五十七条の二第八項の規定による指針の公表について準用する。

(新設)

(新設)

(新設)



○厚生労働省告示第四十二号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十四条の二の六の二の規定に基づきリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施に支障を生じないものとして厚生労働大臣が定めるものを次のように定め、令和八年四月一日から適用する。

令和八年二月二十日

厚生労働大臣 上野賢一郎

労働安全衛生規則第三十四条の二の六の二の規定に基づきリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施に支障を生じないものとして厚生労働大臣が定めるもの

労働安全衛生規則（以下「則」という。）第三十四条の二の六の二の規定に基づきリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施に支障を生じないものとして厚生労働大臣が定めるものは、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十七条の二第一項に規定する通知対象物のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 次に掲げる物に該当しないもの

イ 一・四―ジクロロ―二―ブテン、鉛、一・三―ブタジエン、一・三―プロパンスルトン、硫酸ジエチル、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。）別表第三に掲げる物、令別表第四第六号に規定する鉛化合物、令別表第五第一号に規定する四アルキル鉛及び令別表第六の二に掲げる物

ロ 則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物

ハ 則第五百九十四条の二に規定する皮膚等障害化学物質等

二 次のイからハまでに掲げる、国及び事業者が行う化学品の分類（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格Z七二五二（GHSに基づく化学品の分類方法。次号において「日本産業規格Z七二五二」という。）に定める方法による化学物質の危険性及び有害性の分類をいう。）に応じ、それぞれイからハまでに掲げる分類の結果のいずれにも該当しない物（ただし、国が行う同分類にあつては、令和七年三月三十一日までの国が行う同分類の結果に基づくものに限る。）

イ 生殖細胞変異原性、発がん性又は生殖毒性 有害性があるものと区分されたもの（当該化学物質の含有量が混合物の有害性区分に影響を与える濃度（次号において「濃度限界」という。）未満であること

により混合物としての有害性区分に該当しないものを除く。）

ロ 呼吸器感作性、皮膚感作性又は誤えん有害性、皮膚腐食性／刺激性、眼に対する重篤な損傷性／眼刺

激性、特定標的臓器毒性（単回ばく露）又は特定標的臓器毒性（反復ばく露） 区分一

ハ 急性毒性 区分一、区分二又は区分三

三 化学物質の成分の含有量について、重量パーセントが日本産業規格Z七二五二に定める濃度限界未満で

ある物（ただし、濃度限界が定められている有害性クラスに該当するものに限る。）



## 通知対象物に係る代替化学名等の通知に関する指針

## 通知対象物に係る代替化学名等の通知に関する指針公示第 1 号

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 57 条の 2 第 8 項の規定に基づき、通知対象物に係る代替化学名等の通知に関する指針を次のとおり公表する。

## 第 1 趣旨

近年、国内における化学物質による労働災害の大半は、特別規則による個別規制の対象とならない物質によるものとなっている。これは、ある化学物質が国によるリスク評価を経て規制対象に追加された場合であっても、事業者が当該物質の使用を中止した後に、危険性及び有害性を十分に確認せず規制対象外の物質を代替品として使用し、その結果、十分な対策が講じられずに労働災害が発生する事例が多発しているためである。

このような労働災害の発生を防止するため、国が行う化学品の分類（産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）に基づく日本産業規格 Z 7 2 5 2（国際連合が策定した化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（以下「GHS」という。）に基づく化学品の分類方法。以下「日本産業規格 Z 7 2 5 2」という。）に定める方法による化学物質の危険性及び有害性の分類。以下「GHS 分類」という。）により危険性又は有害性が確認された化学物質（労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 57 条の 2 第 1 項に規定する通知対象物（以下「通知対象物」という。)) を製造し、又は取り扱う業務を行う事業者に対し、リスクアセスメント及び必要な措置の実施を義務付けている。事業者がリスクアセスメントを実施するにあたり、当該通知対象物の名称や危険性及び有害性等の情報が必要であることから、通知対象物を譲渡し、又は提供する者（以下「通知対象物譲渡者等」という。）に対しては、法第 57 条に規定するラベル表示や法第 57 条の 2 に規定する文書（以下「SDS」という。）の交付等を義務付けている。

今般、通知対象物の増加に伴い、今後、危険性又は有害性があると区分されたものの、その危険性及び有害性が相対的に低い化学物質も通知の対象となることから、リスクアセスメントの実施に支障がない範囲で、企業の営業秘密情報の保持を保證するべきとされていたところ、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 33 号）により、法第 57 条の 2 第 3 項において、一定の条件下で、成分の化学名における成分の構造又は構成要素を表す文字の一部を省略し、若しくは置き換えた化学名又は厚生労働省令で定める事項を定め、これを通知することにより、法第 57 条の 2 第 1 項に定める

成分に係る通知に代えることができることとされたところである。

本指針は、法第 57 条の 2 第 8 項の規定に基づき、通知対象物に係る代替化学名等の設定及び通知等の適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を規定したものである。

本指針は、事業者による自主的な安全衛生活動を促進するためのものであり、関係者は本指針の趣旨を踏まえつつ、化学物質による労働災害の防止に取り組むことが求められる。

## 第 2 定義

本指針における用語の定義は以下のとおりとする。

### 1 営業秘密

秘密として管理されている製品の情報その他の事業活動に有用な情報であって、公然と知られていないもの

### 2 代替化学名

法第 57 条の 2 第 3 項に規定する、化学名における成分の構造または構成要素を表す文字の一部を省略し、若しくは置き換えた化学名

### 3 代替有害性情報

労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「則」という。）第 34 条の 2 の 6 の 3 に規定する、代替化学名等を通知しようとする成分に関する人体に及ぼす作用に関する情報（法第 57 条の 2 第 1 項第 4 号）

### 4 代替化学名等

代替化学名又は代替有害性情報

### 5 代替化学名等対象物質

「労働安全衛生規則第 34 条の 2 の 6 の 2 の規定に基づきリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施に支障を生じないものとして厚生労働大臣が定めるもの」（令和 8 年厚生労働省告示第 42 号。以下単に「告示」という。）に規定する化学物質

## 第 3 基本的考え方

通知対象物譲渡者等が SDS を交付等するに当たり、成分を通知することが原則であるが、GHS においては、企業の営業秘密情報の保持を保証するべきとされつつも、当該規定によって、作業員や消費者の健康と安全、又は環境保護を危うくすべきではない、と明記されていることから、有害性が相対的に低い化学物質に限り、リスクアセスメントに影響がない範囲内で、化学物質の成分の情報が企業の営業秘密に該当する情報である場合には、当該成分の情報について代替化学名等の通知を認めることとするほか、次のとおり代替化学名等

の通知に係る基本的な考え方を定める。

- 1 第4の適用範囲の条件を満たす化学物質の成分の情報が企業の営業秘密に該当する情報である場合のみ、成分名の通知に代えて代替化学名等の通知が認められ、それ以外の場合には、代替化学名等の通知は認められないこと。なお、代替化学名等の通知が認められる場合においても、代替化学名等は譲渡・提供先に必ず通知しなければならないこと。
- 2 営業秘密の保護が必要な場合であっても、労働者の安全衛生を確保する観点から、代替化学名等の使用によりリスクアセスメントに必要な危険有害性情報が適切に伝達されるようにすべきこと。
- 3 SDS上で、代替化学名等を通知した化学物質の成分の情報ごとに「営業秘密」であることを明示しなければならないこと。
- 4 代替化学名等の通知を行う者は、次の各号に掲げる対応を実施する必要があること。
  - (1) 第6の1で示す場合において、代替化学名等により通知した成分の情報を適切に開示すること。
  - (2) (1)の情報の適切な開示のため、第6の2に定めるとおり、成分の情報の開示を求めるための緊急連絡先を、当該化学物質の譲渡提供先に通知すること。

#### 第4 適用範囲

本指針は、法第57条の2第3項の規定に基づき、化学物質の成分の情報が営業秘密に該当する情報である場合において、当該成分の情報について代替化学名等を用いる場合に適用する。代替化学名等を用いることができる法第57条の2第3項の厚生労働省令で定める化学物質は、告示で定めるものであり、法第57条の2第1項で定める通知対象物のうち、次の各号のいずれにも該当するものである。

- 1 次に掲げる物に該当しないもの
  - (1) 1, 4-ジクロロ-2-ブテン、鉛、1, 3-ブタジエン、1, 3-プロパンスルトン、硫酸ジエチル、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第381号。以下「令」という。）別表第3に掲げる物、令別表第4第6号に規定する鉛化合物、令別表第5第1号に規定する四アルキル鉛及び令別表第6の2に掲げる物
  - (2) 則第577条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める物
  - (3) 則第594条の2に規定する皮膚等障害化学物質等
- 2 次の(1)から(3)に掲げる国及び事業者が行うGHS分類に応じ、それぞれ(1)から(3)に掲げる当該分類の結果のいずれにも該当しな

い物

- (1) 生殖細胞変異原性、発がん性又は生殖毒性 有害性が区分されているもの（当該物質の含有量が混合物の有害性区分に影響を与える濃度（濃度限界）未満であることにより混合物としての有害性区分に該当しないものを除く。）
  - (2) 呼吸器感作性、皮膚感作性又は誤えん有害性、皮膚腐食性／刺激性、眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性、特定標的臓器毒性（単回ばく露）又は特定標的臓器毒性（反復ばく露） 区分1に該当するもの
  - (3) 急性毒性 区分1、区分2又は区分3に該当するもの
- 3 当該化学物質の成分の含有量について、重量パーセントが日本産業規格 Z 7 2 5 2 に定める濃度限界未満である物（濃度限界が定められている有害性クラスに該当するものに限る。）

## 第5 代替化学名等による通知を行う場合の記載方法等

### 1 代替化学名等の記載方法

代替化学名等は、2の4要素のいずれか1つを一般名へ置換又は削除することにより設定する。ただし、構造が単純である等の理由により、1要素のみの置換又は削除では化学物質の成分の情報が特定されるおそれがある場合には、2要素までの置換又は削除を認める。

### 2 名称構成要素の取扱い

代替化学名を設定する際は、化学名を構成する次に掲げる4つの要素のいずれかを一般名への置換又は削除により設定する。

- (1) 母体化合物の構造
- (2) 対イオンの構造及び数
- (3) 立体異性体の情報
- (4) 母体化合物又は他の置換基に結合する置換基の構造、数及び位置

ただし、置換位置番号や母体化合物の置換基の位置番号及び数は削除し、その他の詳細情報については一般名への置換を原則とする。

### 3 代替化学名により化学物質の成分の情報が特定されるおそれがある場合の取扱い

代替化学名等の記載は1及び2の方法が原則であるが、2要素の置換又は削除を行ってもなお、当該代替化学名に該当する構造を有する代替化学名等対象物質の種類が少ない等の理由により、化学物質の成分の情報が特定されるおそれが高い場合に限り、当該成分について、法第57条の2第3項の規定に基づき代替有害性情報を通知することで法第57条の2第1項及び第2項の規定による通知に代えることができる。

#### 4 留意事項

- (1) 代替化学名の設定に当たっては、危険性及び有害性との関連性が理解できるよう配慮することが望ましいこと。
- (2) 代替化学名の使用により危険性及び有害性が労働者に正しく伝達されないおそれがある場合には、代替化学名の使用を避け、可能な範囲で正確な化学物質の成分の情報を通知するよう努めること。
- (3) 代替化学名の設定は、労働者の安全衛生の確保と営業秘密の保護を両立させる観点から運用すること。

#### 第6 医療上の緊急事態等における情報開示

- 1 代替化学名等の通知を行う者は、次の(1)又は(2)に掲げる当該化学物質による健康障害が生じ、又は生ずるおそれがある場合に依じて、それぞれ(1)又は(2)に定めるところにより情報の開示を行うこと。
  - (1) 医師による診断、治療のために必要があるとして当該医師が求める場合  
代替化学名等により通知した成分の情報を直ちに開示すること。
  - (2) 産業医又は法第13条の2第1項に規定する医師による労働者の健康管理のために必要があるとして当該医師が書面で求める場合  
その目的に必要な範囲において、代替化学名等により通知した成分の情報に係る秘密が保全されることを前提として、当該成分の情報を速やかに開示すること。
- 2 代替化学名等の通知を行う者は、1(1)に定める場合において、医師(医師による指示を受けた者を含む。)が代替化学名等により通知した成分の情報の開示を求めるための緊急連絡先(当該者が、1(1)に定める情報の開示を行う業務を他の者に委託する場合には、当該受託者の緊急連絡先。第7において同じ。)を、当該化学物質の譲渡提供先に通知すること。

#### 第7 その他留意事項

- 1 通知対象物譲渡者等から通知対象物について代替化学名等を設定して譲渡又は提供を受けた者であって、第三者に当該通知対象物を更に譲渡又は提供する者は、以下のいずれかをもって法第57条の2第1項又は第2項の規定による通知に代えることができること。
  - (1) 通知を受けた代替化学名等をもって当該通知対象物を第三者に譲渡又は提供する場合  
当該第三者に対し、あらかじめ当該通知対象物の成分について、代替化学名等の通知を受けた旨を示した上で、通知を受けた代替化学名等を

通知すること。この場合、当該代替化学名等を設定した通知対象物譲渡者等から通知された緊急連絡先も併せて通知すること。

(2) 新たに代替化学名等を設定して当該通知対象物を第三者に譲渡又は提供する場合

当該第三者に対し、当該通知対象物の成分について営業秘密であることをあらかじめ明示した上で、代替化学名等を定め、これを通知すること。

2 代替化学名等の通知を行う者は、開示請求に応じるため、代替化学名等その他の情報を当該通知から5年間保存しなければならないこと。当該情報の保存期間中に事業を廃止しようとするときは、遅滞なく、電子メールの送信または電磁的記録媒体等をもって調製するファイルの提出により、当該情報を代替化学名等の通知を行う者の事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長に引き渡すものとする。

3 則第24条の15に規定する特定危険有害化学物質等（化学物質、化学物質を含有する製剤その他の労働者に対する危険又は健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるもの（通知対象物を除く。））について、化学名における成分の構造または構成要素を表す文字の一部を省略し、若しくは置き換えた化学名等による通知を行う場合は、本指針に準じて取り組むよう努めること。